県産品優先使用に係る特記仕様書

（適用）

第１条　本特記仕様書は、工事請負契約書の特約で規定されている県産品（愛媛県内で産出、生産、製造又は加工された資材をいう。以下同じ。）の優先使用の徹底を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（県産品の優先使用）

第２条　受注者は、工事請負契約書の特約に基づき、工事に使用する資材は、規格、品質、価格等が適当である場合、県産品を優先して使用しなければならない。

（県内業者販売資材の優先使用）

第３条　受注者は、県産品がない場合又は県産品を使用することが困難な場合にあっては、県内の業者（営業所、支店も含む）が販売する資材を優先して使用しなければならない。

（県産品の使用計画等）

第４条　受注者は、工事着手前に提出する施工計画書の「主要資材」（様式１）において、県産品使用の有無等を記載するとともに、県産品を使用できない場合は、別途「県産品未使用理由書」（様式２）を監督員に提出しなければならない。

　なお、施工計画書の提出が省略されている工事については、「主要資材」（様式１）に県産品使用の有無等を記載し提出するとともに、県産品を使用できない場合は、別途「県産品未使用理由書」（様式２）に県産品を使用できない理由及び納入業者の名称、住所等を記載し提出しなければならない。

（県産品未使用理由の確認）

第５条　受注者は、「県産品未使用理由書」の監督員の確認において、監督員から請求があった場合は、確認資料（当該資材を取り扱っていない旨の県内販売業者の証明書、見積書等）を提示しなければならない。

（使用資材の実績報告）

第６条　受注者は、工事完成後又は監督員から指示された場合、「使用資材実績報告書」（様式３）を監督員に提出しなければならない。

（県産品使用実績の確認）

第７条　受注者は、「使用資材実績報告書」の監督員の確認において、監督員から請求があった場合は、県産品使用率の算定に要した根拠資料（使用資材の金額等）を提示しなければならない。

（様式１）

主　要　資　材

番号	品　名	規　格	単位	予定数量	製造業者（住　所）	品質証明	搬入時期	県産品	摘　要（確認時期等）

（注1）工事に使用する資材すべてについて記載すること。（燃料、賃料、損料は除く。）
（注2）県産品の欄は、○（県産品）、－（県産品以外）を記載すること。

（様式２）

県産品未使用理由書

番号	品　名	規　格	県産品 未使用理由	具体的な理由	納入業者 （住　所）

（注1）番号欄は、主要資材の番号を記載すること。
（注2）県産品の未使用理由欄は、次の①～③を記載すること。
①該当する資材が、県産品には存在しない。
②県産品が県産品以外と比較して高価である。
③その他（具体的な理由を記載すること）
（注3）具体的な理由欄は、県産品の未使用理由が「③その他」に該当する場合に記載すること。
（注4）資材の納入業者は、県内の業者（営業所、支店も含む）を優先して使用すること。

（様式３）

使用資材実績報告書

番号	品　名	規　格	単位	実績数量	製造業者（住　所）	県産品	県産品未使用理由	具体的な理由

県産品使用率 （県産品が存在しない資材等、やむを得ない理由により県産品以外を使用した資材を除く）	100%

（注1）工事に使用する資材すべてについて記載すること。（燃料、賃料、損料は除く。）
（注2）県産品の欄は、○（県産品）、－（県産品以外）を記載すること。
（注3）県産品の未使用理由欄は、次の①～③を記載すること。
①該当する資材が、県産品には存在しない。
②県産品が県産品以外と比較して高価である。
③その他（具体的な理由を記載すること）
（注4）具体的な理由欄は、県産品の未使用理由が「③その他」に該当する場合に記載すること。
（注5）県産品使用率は以下により算出すること。
県産品使用率＝県産品資材の金額合計／（使用資材の金額合計－未使用理由①及び②の金額合計－未使用理由③のうちやむを得ない理由と認められる資材の金額合計）
（四捨五入により整数止め）

（様式１）

主　要　資　材

【記載例】

番号	品　名	規　格	単位	予定数量	製造業者（住　所）	品質証明	搬入時期	県産品	摘　要（確認時期等）
1	生ｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-40BB	m3	150	□□産業㈱ ◇◇工場（住　所）	試験成績表	H25.6.11 ～ H25.6.18	○	
2	鉄筋	SD345 D16	t	0.8	○○製鉄㈱ △△工場（住　所）	ミルシート	H25.7.10 ～ H25.7.25	－	

（注1）工事に使用する資材すべてについて記載すること。（燃料、賃料、損料は除く。）
（注2）県産品の欄は、○（県産品）、－（県産品以外）を記載すること。

（様式２）

県産品未使用理由書

【記載例】

番号	品　名	規　格	県産品 未使用理由	具体的な理由	納入業者 （住　所）
2	鉄筋	SD345 D16	①		○○産業㈱ △△支店 （住　所）

（注1）番号欄は、主要資材の番号を記載すること。
（注2）県産品の未使用理由欄は、次の①～③を記載すること。
①該当する資材が、県産品には存在しない。
②県産品が県産品以外と比較して高価である。
③その他（具体的な理由を記載すること）
（注3）具体的な理由欄は、県産品の未使用理由が「③その他」に該当する場合に記載すること。
（注4）資材の納入業者は、県内の業者（営業所、支店も含む）を優先して使用すること。

（様式３）

使用資材実績報告書

【記載例】

番号	品　名	規　格	単位	実績数量	製造業者（住　所）	県産品	県産品未使用理由	具体的な理由
1	生ｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-40BB	m3	150	□□産業㈱ ◇◇工場（住　所）	○		
2	鉄筋	SD345 D16	t	0.8	○○製鉄㈱ △△工場（住　所）	－	①	

県産品使用率 （県産品が存在しない資材等、やむを得ない理由により県産品以外を使用した資材を除く）	100%

（注1）工事に使用する資材すべてについて記載すること。（燃料、賃料、損料は除く。）
（注2）県産品の欄は、○（県産品）、－（県産品以外）を記載すること。
（注3）県産品の未使用理由欄は、次の①～③を記載すること。
①該当する資材が、県産品には存在しない。
②県産品が県産品以外と比較して高価である。
③その他（具体的な理由を記載すること）
（注4）具体的な理由欄は、県産品の未使用理由が「③その他」に該当する場合に記載すること。
（注5）県産品使用率は以下により算出すること。
県産品使用率＝県産品資材の金額合計／（使用資材の金額合計－未使用理由①及び②の金額合計－未使用理由③のうちやむを得ない理由と認められる資材の金額合計）
（四捨五入により整数止め）